

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年7月10日

京都市長 桁 本 賴 兼

## 1 入札に付する事項

### (1) 役務等件名及び予定数量

京都市西部圧縮梱包施設（仮称）プラスチック製容器包装中間処理業務委託

予定数量 平成19年10月1日～平成20年9月30日： 6,400トン

平成20年10月1日～平成21年9月30日： 8,400トン

平成21年10月1日～平成22年9月30日：13,200トン

### (2) 役務の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

### (3) 契約期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日まで

### (4) 履行場所

京都市西部圧縮梱包施設（仮称）

（京都市西京区大枝沓掛町26番地）

## 2 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日（以下「申請日」という。）において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の前日までに平成18年12月5日付け京都市告示第290号（以下「告示」という。）に定める資格の申請を行い、開札の時まで

に告示に定める資格を有すると認められた者のいずれかであって、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日 ((1)にあっては、提出の日から競争入札参加資格の確認の日までの間) において下記(1)から(5)に掲げる条件（以下(1)から(5)のすべての条件を「特定競争入札参加資格」という。）を満たす者

(1) 一般競争入札参加確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

(2) 本件入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち一者のみが本件入札に参加できるものとする。

(3) 下記のア又はイのいずれかの条件を満たすこと。

ア 平成14年度以降に元請けとして、プラスチック製容器包装を、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年6月16日法律第112号）に定める指定法人に引き渡す「分別基準適合物」とするための中間処理業務（選別、圧縮及び梱包）を1時間当たりの処理能力2.5トン以上の施設において、3年以上行った実績を有すること。

イ 平成14年度以降に、プラスチック類のリサイクルを目的として、廃プラスチック類から異物を除去し、攪拌、成型等の機械加工を行う業務を1時間当たりの処理能力2.5トン以上の施設において、3年以上行った実績を有すること。

(4) 業務に必要な以下の資格所有者を自社社員として配置できること。

ア 廃棄物処理施設の技術管理者

イ クレーン運転士

ウ フォークリフト運転技能講習修了者

エ 玉掛け技能講習修了者

オ 防火管理者

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問期限及び回答期限

- (1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

公告の日から、平成19年7月24日午後5時まで、次の場所において無償で交付する。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎 1階

京都市理財局財務部調度課

電話 075-222-3315

- (2) 入札説明書等に対する質問期限及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を、平成19年7月24日午後5時までに、持参により京都市理財局財務部調度課まで、提出しなければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

質問期限締切後、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

イ 市長は、アにより質問を受けたときは、平成19年8月3日までに、質問に対する回答書を、京都市理財局財務部調度課において閲覧できるようにする。

#### 4 競争入札参加資格確認の手続

##### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる条件に係る証明書等を提出し、審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(3)から(5)に掲げる資格を有することを証明する書類  
なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

##### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は、下記ウの場所に下記アの期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とし、下記アの期間内に必着させること。

ア 提出期間

公告の日から平成19年7月24日午後5時まで。ただし、休日を除く。

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 提出場所

3(1)の場所へ提出すること。

##### (3) 競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書の受領後、競争入札参加資格の確認を行い、その結果は平成19年8月3日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録業者以外の者が、平成19年8月3日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、平成19年8月3日現在において告示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができるものとする。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者にする理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

書面は平成19年8月9日午後5時までに、3(1)の場所へ持参により提出しなければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成19年8月15日までに、説明を求めた者に対し書面で回答する。

(5) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 落札決定の日時までに、規則第2条に基づき告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までに、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこ

ととなったとき。

エ その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

## 5 入札執行の日時及び場所

平成19年8月20日 午後2時

京都市理財局財務部調度課入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成19年8月17日午後5時までに上記3(1)の場所に必着させること。

一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の前日までに告示に定める資格の審査を行っていた登録業者以外の者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日においてその者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札書を受領するものとする。

## 6 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もったそれぞれの契約希望単価の105分の100に相当する金額に3年間の予定数量を乗じたものの合計（以下、「総価」という。）を、入札書に記載すること。

(2) 落札決定は、総価の比較によって行う。

(3) 入札書にはそれぞれの1トンあたりの単価を内訳として記入すること。

1トン当たりの単価に1円未満の端数があるときは、その端数は小数点以下第二位までとすること。

(4) 契約の締結は、上記(3)の単価による単価契約により行う。契約金額は、上記(3)の単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）とする。

## 7 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) 前2号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

## 8 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 入札の無効

- (1) 京都市契約事務規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。
- (2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第13号に基づきそれぞれ無効とするとともに、競争入札参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それについて競争入札参加停止を行う。

## 10 その他

- (1) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、京都市は、翌年度以降において当該委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、京都市がこの契約を解除した場合において、契約者は、京都市が翌年度以降に支払を予定していた委託料を請求することはできない。
- (3) 契約者は、(1)の規定により京都市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、京都市に請求することはできない。
- (4) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 詳細は、入札説明書による。
- (9) 本公告に関する問合せ先 3(1)の交付場所に同じ。

## 11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:  
The middle processing business of Container made of plastic wrapping at the Seibu Compression packing facilities
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant document for the qualification: 5:00p.m 24 July, 2007
- (3) Time-limit of tenders:  
2:00p.m 20 August, 2007
- (4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division, Finance Bureau, City of Kyoto  
Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3315

(理財局財務部調度課)